

少額投資非課税制度 愛称「NISA(ニーサ)」

今 号からスタートする“金融・経済キーワード”、1回目のキーワードは「少額投資非課税制度」です。先ごろ「日本版ISA」という名称から、一般公募で愛称が「NISA(ニーサ)」に決まったというニュースを聞いたことがある人もいるのではないのでしょうか。さて、この少額投資非課税制度とはどんな制度なのでしょう？それは、証券会社や銀行などの金融機関で、年間100万円までの上場株式や株式投資信託などを購入した場合、その配当金や売買益などが5年間是非課税となるという、2014年1月から始まる予定の証券税制制度で、20歳以上の人ならだれでも利用できます。

Q 発祥はどこですか？

日本が参考にしたのは、1999年からスタートしているイギリスのISA (Individual Savings Account : 個人貯蓄口座) と呼ばれる制度です。「預金ISA」と「株式ISA」の2種類があり、イギリスでこれらの制度を利用している人は約4割。そのうちの約6割が54歳以下の人びとで、資産形成・貯蓄の手段として広く使われています。

愛称の「NISA」とは、このISAに日本(Nippon)のNを付けたものです。

Q なぜ日本でも導入することになったのでしょうか？

投資を活発化するために、投資で得た利益にかかる税金を20%から10%に引き下げる「軽減税率」が2003年から導入されていましたが、2013年12月末で終了することになっています。しかし、老後の備えや教育資金など国民の自助努力(資産形成)を本格的に支援するためには、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する必要があることから、導入される運びとなりました。

Q 制度を利用するにはどうしたらいいのですか？

制度を利用するにあたっては、まず証券会社や銀行などの金融機関で「少額投資非課税口座」を開設する必要があります。開設にあたっては、非課税適用確認申請書、非課税口座開設届出書、住民票の写し等(2013年1月1日の住所が記載されたもの)が必要で、一人一口座に限られます。対象となる商品は、証券取引所に上場している株式、ETF(上場投資信託)、REIT(不動産投資信託)や、株式投資信託などです。

まとめ

名称 | 少額投資非課税制度 愛称 | NISA(ニーサ)

- 1 毎年、少額投資非課税口座で、100万円まで上場株式・株式投資信託などを購入することができ、その配当金や売買益などは非課税
- 2 非課税期間は5年間
- 3 対象は20歳以上

〈NISAの導入イメージ〉

